

## 平成25年度公正取引委員会政策評価委員会議事録

1. 日時 平成25年8月1日（木）14：00～16：30
2. 場所 官房第1会議室（11階）
3. 出席者

### 【政策評価委員】（五十音順）

- 柿崎 平 株式会社日本総合研究所 総合研究部門  
公共コンサルティング部部长兼上席主任研究員
- 小西 彦衛 公認会計士
- 田中 辰雄 慶応義塾大学経済学部准教授
- 田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
- 若林 亜理砂 駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

### 【事務総局】

松尾官房総括審議官，東出官房総務課長，垣内官房総務課企画官，新田審決訟務室長補佐，栗谷企業結合課長補佐，岡田管理企画課長補佐，田邊取引企画課長補佐，原山取引調査室長補佐，山田相談指導室長補佐，岸本企業取引課長補佐，鈴木下請取引調査室長補佐，鈴木官房総務課広報官，笠原官房国際課長補佐，下津経済取引局総務課長補佐，飯塚経済調査室長補佐，吉川調整課長補佐，茂木官房総務課長補佐，井上官房総務課政策評価係長

### 4. 議題

平成25年度政策評価（案）について

- （1）審判手続
- （2）企業結合の迅速かつ的確な審査
- （3）独占禁止法違反行為に対する厳正な対処
- （4）取引慣行等の適正化
- （5）下請法の的確な運用
- （6）競争政策の広報・広聴
- （7）海外の競争当局等との連携の推進
- （8）競争的な市場環境の創出

## 5. 配布資料（資料の掲載は省略）

- 資料1 実績評価書（案） 担当課：審決訟務室
- 資料2 実績評価書（案） 担当課：企業結合課
- 資料3 実績評価書（案） 担当課：管理企画課
- 資料4 実績評価書（案） 担当課：取引企画課・取引調査室・相談指導室
- 資料5 実績評価書（案） 担当課：企業取引課・下請取引調査室
- 資料6 実績評価書（案） 担当課：官房総務課
- 資料7 実績評価書（案） 担当課：官房国際課
- 資料8 実績評価書（案） 担当課：経済取引局総務課・経済調査室・調整課

## 6. 議事録

【垣内官房総務課企画官】 本日はお忙しい中、公正取引委員会の政策評価委員会にお集まりいただきありがとうございます。

公正取引委員会で政策評価を担当しております垣内と申します。よろしく申し上げます。本日、司会進行を務めさせていただくとともに、政策評価案につきまして説明させていただきます。

本日、会議を始める前に1点、御紹介差し上げたい事項がございます。

今年度から、立教大学の東條先生に代わりまして、こちらにいらっしゃいます駒澤大学大学院教授の若林先生に政策評価委員をお願いしております。若林先生におかれましては、今回が初めての政策評価委員会となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【若林委員】 よろしく申し上げます。

【垣内官房総務課企画官】 さて、本日の議題ですが、平成25年度政策評価書案、これは実績評価8つでございますが、これについて御説明させていただき、御意見を賜りたいと思います。

また、既に御案内させていただいているとおりでございますが、平成22年度の政策評価委員会から事後に詳細な議事録をホームページで公開させていただいており、また、平成23年度の政策評価委員会から一般の傍聴も可能となっております。ただし、本日は、事前にホームページで募集いたしました但し、応募者はいらっしゃらなかったところでございます。

それでは、政策評価委員会に先立ちまして、松尾総括審議官から御挨拶させていただきます。

【松尾官房総括審議官】 総括審議官の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、平成25年度の公正取引委員会政策評価委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

既に御承知のところと思いますが、政策評価につきましては、各行政機関が、自ら実施する政策の効果などを把握・分析し、これを基礎として必要な評価を実施することによりまして、政策の企画立案、政策の実施を的確に行うための重要な情報を提供するものでございます。

また、政府といたしましても、この政策評価というものをPlan, Do, Check, Actionという政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、評価結果を政策に適切に反映させ、政策の不断の見直し・改善を推進していくこととしているところです。

また、政策評価につきましては、本年6月に公表されました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針におきましても、「実効性あるPDCAの実行」ということで、「政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである」と、そして、「実効性あるPDCAサイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図る」こととされているところです。

公正取引委員会といたしましても、このような政策評価制度の趣旨・重要性につきまして、しっかりと踏まえた上で、同制度を的確に実施していくとともに、またその実施の過程を通じまして、委員の皆様方からの御意見・御助言もいただきながら、政策評価それ自体の手法等につきましても、その改善、発展に併せて努めていきたいというふうにご考えているところでございます。何とぞ御協力方、よろしくお願いいたします。

本日は、先ほど垣内企画官からもございましたが、8つの施策に関する評価書について御意見をいただければというふうにご考えております。それぞれの評価書の具体的中身につきましては、これから垣内企画官から説明させていただきます。委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただくことを通じまして、公正取引委員会における政策評価の客観的かつ厳格な実施を確かなものとしていきたいというふうにご考えておりますので、本日は何とぞよろしくお願いいたします。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。

本日は、資料1から8に基づき、8つの実績評価書案について説明させていただきます。

政策評価につきましては、一昨年度から政府全体の取組として、実績評価の方法で実

施する政策評価については標準様式という評価書の統一様式の導入等、試行的に取り組むものとされたところで、昨年度から正式に実施されております。当委員会につきましては、一昨年度から標準様式を導入し、御覧のとおりでございますが、標準様式に施策の概要、達成すべき目標、施策の予算・執行額等を明示し、評価の指標の変動等について記載しております。標準様式の後に添付されております実績評価書資料につきましては、これらの内容について、より詳細に説明するための附属資料としての位置付けとなっております。標準様式につきましては、実質的には、実績評価書資料の要約版となっておりますので、本日は、これまで同様、それぞれの施策について、実績評価書資料に基づいて行わせていただきます。

各実績評価書案の説明を私から行いますが、委員の皆様からの御質問等につきましては、各担当課室の補佐からも対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、説明の順番でございますが、資料の順番と異なりまして、まず初めに資料3でございますが、独占禁止法の違反行為に対する厳正な対処について説明させていただき、次に資料2の企業結合の迅速かつ的確な審査、その次に資料1の審判手続、それ以降につきましては、資料の順に説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔資料3-2 実績評価書資料（案）「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」について説明〕

御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【柿崎委員】 これはこの件だけではなくて、全体に通じることなんですけど、効率性を論じるときに、例えば、期間が短縮したとか件数が増えたとか、そういった説明になるわけですけども、そのときに、そこにいかに人員を投入しているのか、投入人員が増えれば、それは短縮もするだろうし、件数も多くなるだろうというふうに思うわけです。一部の案件では、投入人員の人数とかの記載があったんですけど、今、御説明いただいた件もそうですけども、インプットの量を語らずに、アウトプットの量だけを語っているというふうな語り方で本当にいいのだろうかという素朴な疑問が一つあったというのが第1点です。

第2点が、9ページのところの下のところですけども、オのまとめのところ、1パラグラフで、この結論は、「独占禁止法違反行為に対して厳正に対処していると評価できる」とあります。評価できる理由として、その前段で幾つか挙げておられるわけですけども、そのところの冒頭の「国民生活に密接な関連を有する分野の事件、消費者に

身近な商品の事件等について法的措置を採ったこと」とありますが、ここの説明だけが若干理解できなかつたんです。それ以外については、確かに厳正な措置を採ったことの一つの根拠かなと思ったのですが、ここの今申し上げた2つについては、分野に言及しているわけですね。つまり国民生活に密接な関連を有する分野の事件、あるいは消費者に身近な商品の事件等について法的措置を採ることが、ほかの分野で法的措置を採るよりも望ましいのであるという何か考え方がもしあるのであれば、これはそうかなと思うのですが、なければ、この記載はどうなのかなというふうに思ったというのが2つ目です。

あと、これはちょっと余談になってしまうかもしれないのですが、9ページの上のところで、消費者利益を算出いただいでいて、非常に妥当かなというふうに思ったわけですが、さらに第3パラグラフのところで、ここでは一罰百戒効果があるんだというふうなことをおっしゃっているわけです。確かにこういった効果というのは非常に大きいだろうなというふうに思うわけですが、ここの何らかの算出、あるいは推定の手法はないのだろうか。この辺り、時間は掛かるかもしれないのですが、少しチャレンジしてもいいのかなと、いろいろな手法の検討をしてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

インプットの量の記載があるところとないところとあるというお話でしたが、インプットの量を全てについて記載するのは難しいなという点があります。

【柿崎委員】 「同じ人員構成で」とか、一言入っていれば、そうなんだろうなというふうに思うわけですが、どれくらい変動しているのかが全く記述がないと、そこをどう考えていいのかわからないというふうな疑問がどうしても生じてしまうと。「ほぼ同じぐらいの人数で」とか、その「ほぼ」をどう捉えるのかによるんですけど、そうであれば現状の中でかなり効率化されたんだろうなというふうに推測できるというふうに思ったわけです。そこでいう効率性というのは、そういうものではないと。インプットとアウトプットの対比ではないんだというふうな整理であれば、それも一つかなと思ったんですけど、どっちなのかなと思ったんです。

【垣内官房総務課企画官】 ここのところは、我々のところは経費というのと、それに対応する効果を、消費者利益で測っており、そういう部分のやり方で測りながら年度ご

との違いというのをみていきたいと考えています。

【柿崎委員】 先ほどおっしゃられたPDCAを回して行って、改善していくというふうな発想を採るのであれば、どれぐらいの人員でこれくらいできたというふうな、そういう考え方はどこかで必要なのかなと。もちろんそういう考え方もお持ちだと思うんですけども。それと関連して言うと、標準様式の予算の状況のところでは、ここは人件費は当然含んでいないわけですね。標準様式の予算額・執行額のところは。

【茂木官房総務課長補佐】 人件費は含んでいないです。

【柿崎委員】 これが標準ということであれば、それによろしいかと思えますけれども、PDCAであれば、こういったところに人件費も本来であれば含めて、実績を取ってやっていくのかなというふうに思います。それは短期的でなくて、中長期的な対応でよろしいかと思えますけど。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

【田中委員】 実態として、5年間ぐらいの人数は減ったり、増えたりしているのですか。

【岡田管理企画課長補佐】 審査局の現行定員はおおよそ450名程度、本局、地方を含めております。過去10年間は公取の審査局も年20から10人ずつくらい増えてきたところであるんですけども、去年から今年にかけては、公取も厳しい定員管理を受けておりますので、ほぼプラスマイナスゼロ、微増はありますけど、1人、2人の増減はありますけども、ほぼ伸びは止まりつつあります。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

【田中委員】 ちょっとつまらない点なんですけど、6ページのところに「目標処理期間を原則2か月以内としているところ、平均処理期間は2か月であった」と書いてあるんです。平均処理期間2か月ということは、半分は2か月以上だと読めますから、原則が守られていないということになるんですけど、書き方が余りよくないのではないですか。

11ページにも同じようなことが書いてあって、「平均処理期間は2か月であり、おおむね目標は達成されている」と書いてあるけど、「事案の中には、処理期間が2か月を超えたものもある」と、超えたものがあるのを問題にしているのですが、平均が2か月なら、半分を超えるのは当たり前なので、統計的には意味不明の文章だと思います。だから、目標を2か月としたら、平均は1.2とか、1.5ぐらいでないはずですよね、原則

がそれだったら。だから、これは目標値が平均2か月だったのですか。これはどういう趣旨なのでしょう。

【岡田管理企画課長補佐】 この2か月につきましては、示している目標としては、各事件について2か月を目標に処理するということですので、先生御指摘の平均を採って2か月とするというような目標ではございません。

【田中委員】 ということは、「おおむね目標は達成している」という文章がおかしいのか。

【茂木官房総務課長補佐】 実態としては、3分の2の事案が2か月を達成しているということのようです。それをもって、ふわっとですけれども、おおむね達成と評価しております。

【岡田管理企画課長補佐】 およそ5,000件がありまして、その3分の2は60日以内に何とか終わっていると。数字の計算の中身を申しますと、そういう内容です。

【田中委員】 分かりました。別にそういうことであれば構いません。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

【若林委員】 同じく6ページなんですけれども、入札談合等関与行為防止法の改善措置要求を行われたということで、同じ年度でなくてもいいんですけれども、具体的にそれを受けて改善措置、こういうのを採りましたというような報告は来ているということでしょうか。

と申しますのは、もしこれを受けて、こういうような結果が出ましたということがあれば、有効性という意味でもちょっと説得力が出るかなというふうに思いましたので、お聞きする次第なんですけれども。

【岡田管理企画課長補佐】 改善策を国交省に求めまして、それについて、公取に向こうで法令コンプライアンスの改善組織を作るといふようなところ、あるいは再発防止策の検証を行いますといふようなところの国交省における対策については、担当ベースで報告をもらうことになっております。

【若林委員】 それは、こういうところに書き込むのはなかなか難しいものではないでしょうか。

【岡田管理企画課長補佐】 国交省での対策について、公取から改善措置を受けて、国交省はこういう取組をしましたということは、国交省として公表している部分がありますので、そういうところはこの報告書にも記載できると思います。

【若林委員】 具体的にどこがどういうことという特定は必要ないと思うんですけれど

も、そういう結果が出ましたというのがあればいいかなと思ったので。

【垣内官房総務課企画官】 分かりました。ありがとうございます。

【小西委員】 この政策の実績評価ということから、あるいは政策評価制度の枠組みから、もしかすると外れるかもしれないんですけども、例えば11ページのところで、申告件数が引き続き高い水準にあるという、つまりここ数年こういう推移をしているという意味で記載があります。この政策そのものとしては、調査と措置という切り口で評価されるということでもよろしいと思うんですけども、こういう政策を実施していく中で、なぜ水準が高いのか、そういった環境を捉えていくんだと思うんです。そういったことに対する対処、あるいは次の政策の立案とでもいうんでしょうか、つまり未然防止ですね。そういうことにどのように展開していくのかということが読み取れるといいと思うのですが。ただ、次の展開ということを上げると、冒頭で申し上げましたように、実績評価の目的と政策評価制度の枠組みということを超える議論になってしまうのかなとちょっと躊躇して発言しているところなのですが、環境の変化なり、今の環境というものを傾向的にも捉えていらっしゃるんだらうと思うんです。

【垣内官房総務課企画官】 そういう御趣旨の部分というのは確かにあると思います。その辺りは、検討してまいりたいと思います。

【小西委員】 なぜかということ、こういう場合には一概には言いにくいのかもかもしれないんですけども、例えば、単年度で見て、極端に数字が動いていけば、これはなぜかと説明しやすい場合があると思いますけれども。

【垣内官房総務課企画官】 分かりました。

【田中委員】 さっきの平均処理期間のところですが、多分非対称だから3分の2になるんですよ。3分の2、3分の1となる。

【茂木官房総務課長補佐】 達成したものが3分の2です。

【田中委員】 統計的にちゃんと書こうとすると、平均でなくて中央値を計算すると、多分1.6か1.7ぐらいになるので、処理期間の中央値は1.6か月程度で、おおむね目標は達成されていると書いて、しかし目標の2か月を超えたものであると書けば、違和感なく読めると思います。統計にうるさい人にこれは変じゃないかというふうに突っ込まれないで済むと思います。

以上、コメントでした。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

では、もしよろしければ、次にまいりたいと思います。

〔資料2-2 実績評価書資料（案）「企業結合の迅速かつ的確な審査」について説明〕

御意見、御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

【柿崎委員】 経済学の博士号を持っているエコノミストはお一人しかいないのですか。3ページの下のところに書かれていますが、何かすごく少ないなというふうに思います。政策評価と別な問題かもしれないですけど。

【垣内官房総務課企画官】 企業結合部門だと1名ということですが、あと、競争政策研究センターがございませけれども、あちらでは、またほかに博士号を持った方がいたと思います。

【柿崎委員】 企業結合部門何人の中でお一人なんですか。

【栗谷企業結合課長補佐】 定員は41名です。

【柿崎委員】 40何人で博士号がお一人。極端にいうと、半分ぐらいそれでもいいかなというふうなイメージがあります。海外の人たちは、経済学の博士号を持っている人はいっぱいいるじゃないですか。これは先生方に聞いたほうがいいのかもしれないですけども、非常に少ないなと。博士号を持っているからいいかどうかはともかくとしても、それぐらいのレベルの人材がもっともっと集まっても不思議ではない、そういうお仕事かなというふうな印象を受けました。

あと、5ページの表の2、非常にきれいにまとめていただいているんですが、ここのそもそも平均ページ数というのが指標に設定されているんですけど、これは増えればいいのですか。増えればいいかのような書き方ですが、ずっと増えていくと、とんでもないことになっちゃうと思うんですけど、増えればいいという指標として理解していいのですか。そういうふうな設定なんですか。

【栗谷企業結合課長補佐】 公表内容の充実というものを測る指標の一つとして、ページ数というものを設定しております、そのページ数が増えれば、内容の充実も図られているであろうと。

【柿崎委員】 近年、この3か年増えてきていますよね。ただ、一方的に増えればいいという話でもないのかなというふうにちらっと思ったので。分かりました。

非常にうがった見方をすると、この指標があるから、ここ3年間、少しずつ増えているのかななんて思ったりしたので、もしかすると余りいい指標でないのかもしれないな

と。

【田中委員】 1, 2ページではないというデモンストレーションというぐらいの意味なのではないか。まさか20ページ, 30ページ書くつもりもない, 論文になっちゃうし。そういう程度の趣旨ですか。

先ほどの1名ですけれども, 法曹資格者は3名いるんですよね。企業結合審査は, 法律問題より経済問題だと思うんですけど, 比率はせめて2, 2ぐらいになったほうがいいという気がするんですけど, いかがでしょうか。

【若林委員】 実は私も, この活用というところである程度強調されているので, 何人いるかなと思ったら1人だったというのは, そういう意味ではちょっと少ないかなという印象は持ちました。

【栗谷企業結合課長補佐】 博士号を取得しているのは1名なんですけれども, 修士号まで含めれば, もう数名いると思います。

【垣内官房総務課企画官】 そのほかにございますでしょうか。

では, 次の資料1に戻りますが, 審決訟務室が行った審判手続につきまして御説明差し上げます。

〔資料1-2 実績評価書資料(案)「審判手続」について説明〕

御意見, 御質問等ございましたら, よろしく申し上げます。

【田辺委員】 一つは, 余り関係ないといえば, 関係ない話なんですけども, 別添の試算の予算額と執行額を見ますと, 執行額の補正を含めたところの執行率というのが, 他のものは大体80%とか, 90%くらいだと思うんですけども, 大体50%とか, 平成23年に関しては3割ぐらいということで, かなり低いんですけども, これは一体何なのでしょうというのが一つの疑問点です。審判件数が何件あるか分からないから, 多目にとっておくというロジックは分からないではないのですが, ただ実際の執行額に比べて, かなり過剰にとって, その修正は余りきちんと行われていないというのはどうなのかなというのが1点目です。

2点目は, 評価期間が平成22年度, 23年度, 24年度という形で3か年採っていますけども, 問題は3のところでありまして, 評価期間のところの平成22年度, 23年度, 24年度の年度末の継続件数, 要するに簡単にいうと滞留件数というのが, この3年の間というのは明らかに増えているということで, これはどういうふうに考えればいいのでしょうか。これは恐らく年の平均を採るよりも, 年度末のところでも3年間でどのくらい処理

できたか、できなかったかといったところを見た方が確実だと思いますので、この部分に関して、どういう評価が出てくるのかなというのが御質問の2点目でございます。

【新田審決訟務室長補佐】 まず、予算の件に関して説明させていただきますと、御指摘のとおり、審決訟務室の予算の執行は余りよろしくないということでございまして、前年度から予算額を大幅に減らしているところです。さらに予算が余り使い切れない部分として、理由の一つとして考えられるものとしましては、審決訟務室の事務の中に法定事務がございまして、例えば、地方で審判を行うとか、そういう事務がございまして、規定上、例えば、被審人がどうしても地方でないと審判を行えないという場合でしたら、地方に行っていくという制度がございまして、そういう制度を担保するための予算というのを付けているのですが、そういうものについて関係人から地方で開いてほしいと言われたのが随分昔に1件あっただけで、今まで開かれていないとか、そういうものも少しずつあります。ただ、そういうものにつきましては、例えば、緊急にやりたいと言われた場合には開かないといけないので、予算としては担保しておかないといけない、そういう予算も一部ございます。

続きまして、審判件数がここ数年で増大している理由につきましては、これは一つの事件単位で、例えば、一つの事件で関係人が5名だったら、排除措置命令、課徴金納付命令両方について審判が来たとしたら10件になりますが、この数年におきまして、関係人数が多い事件について、排除措置命令、課徴金納付命令を含める双方に審判がなされる傾向がございまして、例えば前年でしたら新潟タクシーの案件について16名から課徴金納付命令と排除措置命令について審判がなされていまして、さらに前の年度になりますと、山梨の入札談合事件につきまして、30名超の関係人から排除措置命令、課徴金納付命令について審判開始請求がなされています。およそ2つとも1件の事件なのですが、関係人数が多い事件について審判請求がなされたことから、審判の件数が多くなっているということになっております。

以上です。

【田辺委員】 ただ、例えば、前回の評価期間でいうと、年度末の審判の係属が125件から46件に減っているの、結局滞留を減らす方向で処理してきたんだと思うんですけども、平成22年度から24年度のところをみると、54件が157件になっているので、結構続くとパンクしちゃうという状況なので、何とかしないといけないのではないのでしょうか。単純に、事情は拝察いたしますが、そういうことなんです。

【垣内官房総務課企画官】 審判ですと、当然そういう機会は設けなければいけないわけで、その行使に対しては、当然来たものに対しては受けるというものになるので、なかなか我々から減らすということは難しいです。

【田辺委員】 明らかに悪循環に陥ると、2年以内の率が減って行って、難しいとずっとやって行って、さらに滞留して、どうしようもなくなるという、一時期の人事院の公平審査みたいな状況に陥ってしまうと思いますので、ここはそろそろ増加しない策をお考えいただいたほうがいいのではないかなと単純に思います。きちんとやらなきゃというのと、手順としてそうなるというのは、確かに拝察しますし、それから関係者が多くなれば、それだけ時間と手間ひまが掛かるというのも分かるのでありますが。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

【小西委員】 3か所というか、3つあるんですけども、事の大小とか、内容から言いますと順不同になると思いますが、ページの順に申し上げたいと思います。まず4ページですね、言葉、用語に関してですが、6の(1)の必要性の3行目の中ほどに「攻撃・防御」という言葉がありますでしょう。これはこの分野で言っている言葉遣いなのですか。評価書は公開するわけですが、「防御」はいいんですけど、「攻撃」というのは余り一般受けしない言葉だなと。お互いにやりとり、主張し合うというような意味のことだと思えますし、意味は分かるんですけど。これはそういう意味では決まった言葉遣いなのですか。

【新田審決訟務室長補佐】 一般的に訴訟などにおいてよく使われる言葉、司法手続においてよく使われる言葉です。言い換えるならば、主張の機会を十分確保するとか、そういう言葉のほうがなじみやすいと思います。

【垣内官房総務課企画官】 そこはそういうふうに書いたほうがいいのかもしれないですね。

【小西委員】 テクニカルタームというようなものでもないかもしれませんが、一般に公開したときに、一般の方が読んだときに少しなじみにくい言葉だと思いました。

それから、7ページですけども、7ページの中ほどに表の4がございますが、これの注1ですけども、この意味が読み取りにくかったのですが、2行目の中ほどに「審判手続終結までの期間を平均したもの。期間については、30日を1月と換算している」、これは上のどの数字、例えばカラムのタイトルでいうと平均期間(月)とあって、下の数字欄は、数字があって、括弧書きがあって、また注1があって、どういうふうを読む

のかなと。どこかにそういう説明がありましたか。読み取りにくかったのですが。

それから、8ページですけれども、これも表の5のところですが、注1については同じこと、今申し上げたことと同じなんですけど、評価をするときに、前回評価期間と今回評価期間を比較するというので、そのときに期間中の平均値40.8か月とか、32.7か月とかしております。評価期間が何年かに一遍ということで、対象期間が6年なり、3年なり、これはいいんですけれども、平均値で評価するというのはどうなんでしょうか。例えば、対象期間の単年度の数値を推移で分析的に見ていくとか、そういう方法での評価ということもあるのではないかと。単年度ということであれば、実際の事務なり、業務なりを実施するときの一つの管理指標的な、目標指標的なことになるとは思いますけれども、ここで平均化された評価というのはどうなのか。その意味合いといいたいまいしょうか、そういうことを思いまして、もちろん案件が複数年度にわたるということがあるわけですから、そういうことがあるにしても、言ってみれば仕上がり件数に対する処理期間だと思ってしまうのですが、その評価の取り方というんでしょうか、あるいは分析の仕方というんでしょうか。

以上です。

【垣内官房総務課企画官】 分かりました。ほかにございますでしょうか。

【柿崎委員】 審判手続の開始と終結という言葉があるんですけど、別紙3が審判手続を示した図だと思うのですが、審判手続の開始と終結というのは、この図でいうところになるのですか。

【新田審決訟務室長補佐】 審判手続の開始が、審判開始の通知がございまして、第1回期日があります。それで審決というのは、まず審決案送達の後、審決案送達の下に却下審決、棄却審決、命令取消・変更審決などがございまして、ここに4つありますが、この4つが審決ということになります。ここが審決です

【柿崎委員】 ここが審決の手続の終結と。その後、審決が出ると。

【新田審決訟務室長補佐】 これが審決そのものです。

【柿崎委員】 ちょっと気になったのは、審判手続の終結ということと審決ということのね、つまり表4と表5の概念の違いを明確化しておきたいなと思ったんです。

【新田審決訟務室長補佐】 審判手続の終結というのは、別紙3でいうところの最終意見というところ、これが審判手続の終結になります。審査官から最終意見が出されまして、それで審判手続が終結します。そこに審決案が出されまして、再度意見を述べる機

会がございいますが、それを経た上で委員会が審決するということになりますので、最終意見までが審判手続です。

【柿崎委員】 審判手続は、ここで終結しているということで、そこが20数か月掛かっていますと。最後までいくと30数か月掛かるということですね。別紙3が手続図と書いているので、全体が手続なのかなと思ったんです。

【新田審決訟務室長補佐】 審判規則において、2年間の努力義務を課している審判手続というものは、審判官が行う審判手続となります。そのため、審判官が行ういわゆる審判手続は最終意見までですから、政策評価の表4で審判手続と書いてありますが、ここでいう審判手続終結というのは、審判官が行う審判手続の最後なので、最終意見となります。

【柿崎委員】 そのこの区別が僕みたいな素人にはちょっと分かりにくかったものですから、ぱっと読んだ限りですね。

【田中委員】 先ほど処理までの期間ですね、さっきの例だと2か月と言われましたけど、これは目標というのは設定していないのですか。

【新田審決訟務室長補佐】 審判規則の18条に、審判官は2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させることを目標としているとしていまして、これを目標として設定しております。ですから、審判官が行う審判手続、つまり最終意見までというのを2年以内に終わらせましょうと、これを目標にしております。

【田中委員】 個人的な意見ですけど、経済問題で2年というのは、物によっては長過ぎて、問題は全てなくなっちゃっているというケース、既に事は終わっちゃっているというケースがありそうですね。物によるんですよ。産業とか、事案によるので、一概にはいえませんが、一律に2年というのは、評価の基準としては、余り望ましくないような気がして。例えば、IT系の動きが激しいものの場合には短く、素材系とかでゆっくりやるようなものについては長くというふうにやったほうが、本来は指標としてはいいように思います。ただ、すぐに解決できないと思いますけど。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

それでは、次の資料4に移らせていただきたいと思います。

〔資料4-2 実績評価書資料(案)「取引慣行等の適正化」について説明〕

御意見、御質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

【若林委員】 まず、1点質問からなんですけれども、3ページ目の相談件数が、平成

23年度から平成24年度にかけて、共同研究開発が非常に増えているということと、共同行為が逆に10分の1に近いぐらいに減っているというような大きな動きがあります。これは何かの要因があったのか、あるいはたまたまだったのかということをお聞きしたいのが一つ。

【山田相談指導室長補佐】 共同研究開発に関する相談が大幅に増加している理由に関しては、コスト削減を実現するために、様々な業界において共同研究開発が行われるようになってきていることが反映されていると思います。大規模事業者であっても共同研究開発を行うことが多くなっております。これらの事業者は、研究開発が重要な競争手段であることを理解しており、独禁法上問題がないか念のために確認する必要性をよく理解されていることが多いことも、相談件数の増加に繋がっているのではないかと思います。

共同行為に関する相談が大幅に減少している理由に関しては、共同行為とは、販売価格の共同決定や取扱い基準の共同策定のような行為などを指しておりますが、独占禁止法上明らかに問題である行為の相談が減少していると思います。商工会等の様々なネットワークを通じて独占禁止法の周知が図られており、独占禁止法が広く理解されることになってきたことが相談件数の減少に繋がっているのではと思っております。

【若林委員】 続いて、コメントというか、4ページ目なんですけれども、ホテルの実態調査につきましては、ウェブサイトのアクセスが、概要とか、報告書に比べて、本体のアクセスがすごく多いということで、実際に必要というか、重要なところについて選んで調査されたのかなという印象を持ちました。そういう意味では効率的なのか、あるいは結果として有効だったというふうに評価できるのかなと思えました。

それから、もう一つ、これはコメントなんですけれども、7ページ目の全日空の件の事前相談について公表されたということなんですけれども、実際に公表していたけれども、後からもう一度相談事例集に載せたという趣旨ですよ。そういう意味では、その個別の事案をずっと追いかけている人はいないけれども、関心があるという人は非常に多いということだと思うので、今後この評価とは直接関係ないのかもしれないですけども、今後こういう形で相談事例集の情報を充実させていただくというのが有効なのかなとこれを見て感じました。

以上です。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

【柿崎委員】 ガイドラインの普及啓発というところで、全国の商工会議所であるとか、

商工会と連携しながら進めていて、非常にこれはよいことだなと思います。というのも、公取が限られたリソースで効果を出していくためには、こういった形での外部のリソースをいかに活用するのか、あるいは連携するののかというふうな視点というのは非常に重要になってくると思いますので、こういった動きはさらに強化すべきなのかなというふうに思っています。

そういう意味で、最後の9ページの反映の方向性のところでも、そういった観点から何か一言触れておいたほうがいいのか。外部の経済団体との連携をさらに強化するとか、そんな方向がもっとできるのかなと思いますので、そういったコメントがここにあるといいのかなと思いました。

以上です。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

【小西委員】 4ページの先ほど議論のありました表4の結果の公表件数です。これは実は後ろのほうの7ページのところに年2件以上の公表を目標という、このことの意味合いとの関係なんですけど、2件ということの意味が、私、実際の現場といいたいまいしょうか、実務の実情が分からないので、1件だったけれど、2件が目標だということの2件ということの意味合い、絶対的に意味があるということではないと思いますけれども、絶対値としてですね。そのときに公表件数は、結果の公表というのと調査の件数というのと同じですか、違うのですか。そういう意味では、公表件数ということの意味がどういうことを狙い目としているのかなということなんですけれども。

【原山取引調査室長補佐】 取引調査室の原山と申します。

御指摘の点でございますが、公表が例えば1件という場合でございますけれども、実際には予備調査というのを行っている案件もございまして、ただ予備調査の結果が出たものでも必ずしも本調査を行うとは限りません。ですので、そういう点で申しますと、公表件数1件のほかには、何件もの予備調査があるという実態でございます。

【小西委員】 そうすると、公表されることに意味があるんですけれども、2件というふうに分かれるのは、目標とすることについて、なぜ5件じゃないんですかとか、そういう意味で公表件数の目標値というのは何かなというふうに思うんですけれども。調査件数を少しでも増やしていきましょう、これはいいですね。少しでも広く実態を拾っていくということですし、そこにまた皆様方が今ある体制の中でどれだけ実施できるかと

いう、そういうことにも関わってきますので、それはいいと思うんですけども、公表件数の目標値とはどういう意味合いかなというところなのです。

【原山取引調査室長補佐】 我々の室の人数なり、この分野を調査したら、これぐらいの業務量ではないかといったことなどを踏まえまして、年間2件というふうに目標値は設定しております。

【小西委員】 調査を終えて、結果を得ました、結論を得ましたと。でも、これは公表するまでもないとか、公表になじまないとか、一方で公表して、周知しましょうと、そういう判断とってはなんですけども、あると思うんです。

【垣内官房総務課企画官】 予備調査で、当初こういうことが見込まれるだろうと思って調査したんですけど、やってみると実際そうではなかった場合、駄目になってしまいます。調査物ですから、試行錯誤というのがあって、最終的に出るというものは、そういう意味でいうとかなり選抜されたものなんです。それを今のリソースの中で最低2件は出さなきゃいけないということを室の目標として、そういう形で設定しているわけで、何か定量的にこれだからこうだとかというものではありません。

【小西委員】 調査件数の方が政策の実施の評価としてはなじむような気がして、情報提供、周知徹底という意味では、公表件数が多いほうが望ましいというのか、それは第一義的にはいえると思うんですけど。

【垣内官房総務課企画官】 我々が、調査して問題点を周知すると、それは抑止につながるというところで評価しているので、そのところは公表するものの件数で測りたいというのは、担当のところの本音だと思います。

【小西委員】 では、ちょっと感覚的に申し上げるのですが、相談事例集の掲載事例件数、仮に目標が10件とすると、これは10件がいいのか悪いのかという議論ではなくて、いろいろなタイプなり、種類のものがあるといいだろう、ケースがあるといいだろうという意味で、10件はそんなものかなというぐらいの数かと思えますけれども、そういう意味で公表という切り口がどういうふうかなと、それが数値化されて読むというのがどうということかなと思ったものですから。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

【柿崎委員】 7ページのウの取引実態の調査の実施の第1パラグラフの後半ですけど、本当に瑣末なことを言いますが、ここが最後が、ここでは公表が1件にとどまった理由を解説してくれているんです。最後が、「多大な作業量を伴ったためと考えられる」

と。これは「考えられる」よりも、内部のことだと思うので、もう少し、「である」とか、「が影響している」とかがよいのではないかと思います。ちょっと人ごとっぽいかなど。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございます。

では、次のものに移らせていただきたいと思います。

〔資料5-2 実績評価書資料（案）「下請法的確な運用」について説明〕

御意見、御質問等、よろしくお願いします。

【小西委員】 7ページのところなんですけど、推進講習会ですね、ここにある「理解度の低い者の参加を促した」、これはいいことだと思えます。つまりこれが、言ってみれば未然防止の一つの前提といえますか、大きな取組になると思えますけれども、間接的とはいえですね。それで、この項の上から4行目ですか、参加者の割合が65%であった。つまりよく知らない人たちの割合ですが、これはほかの年度に比べても65%というのは多い、高いということでしょうか。

【岸本企業取引課長補佐】 その前の年は大体3割だったんです。それで、開催案内を平成24年度から工夫しまして、その結果、余り下請法について知見のない方々もこの講習会を受けることになったというふうに感じております。

【小西委員】 促す方法としては、まず開催案内。

【岸本企業取引課長補佐】 そうですね。従来は適正化推進月間ということで、毎年11月にやっております、10月ぐらいに講習会開催案内というものをホームページに出すのですが、平成24年度から年度の頭に全体的な講習の枠組みというものを発表することによって、例えばベテランの方であれば、私は以前に推進講習会を受けたから、今年は推進講習会ではなくて、さらにステップアップした応用講習会に出ようというような判断があると思えます。そうした場合には、ベテランの方がそっちの応用講習会に移る分だけ、推進講習会について、余り詳しくない方のために席が空く。そういう形で講習会の枠組みを早い段階で示すことによって、各人が自分のレベルに合わせてどの講習会に参加しようかということ工夫することができるということ考えています。

【小西委員】 分かりました。説明の仕方としては、65%というのは、従来に比べて多いという説明がされてもいいのではないかなと思えます。例えば従来30%であったとすれば、ここはそれを基礎に何かしらの書き方があるんだと思えますけれども。ありがとうございました。

【垣内官房総務課企画官】 書き方を検討させていただきます。

【田中委員】 下請法こそ、周知徹底といえますか、知らせるべき相手が小さくて、たくさんありますから、しかも弱い立場の人に知らせるということで、講習会等を周知するということの必要性は高い分野だと思うんですけども、周知が進んでいるということを示す調査というのはないんですか。

というのは、先ほどの例の相談件数で、だんだん相談件数が減って、共同行為であるとか、共同開発であるとか、それから価格のカルテルに関しては、相談件数が減っているというデータがあって、これは多分周知が進んでいることの証であるという解釈は可能ですね。しかし、考えてみると、共同開発をやるなんていうのは大きな企業が多いわけですし、大きな企業については大体周知が進んでいるというのは、望ましいこととはいえ、自然な形です。下請法について一番周知が必要なのは下請事業者なわけです。そこについて周知が進んでいるということを示すものはないのですか。何かそういう調査はされていないのですか。

有体に言いますと、講習会、大変よかったんですけども、これによって確実にだんだん進んでいるのか、それとも焼け石に水で、大海のほんのちょっとだけやられているだけで、ほとんど効果はないのかというのが知りたいところなんですけど、そういうのが分かるとよろしいのではないかと思うんです。

【柿崎委員】 書面調査の中で聞いてないんですか、そういう項目はないのですか。

【鈴木下請取引調査室長補佐】 ないです。

【柿崎委員】 二、三十万件あれば、毎年やっていると、その動きが分かると思うんですけど。

【田中委員】 何かそういうのがあるといいのではないか。政策の効果という面では、来た人についてはもちろんいいわけですけど、全体として、どれぐらい周知が進んだかというのは、下請事業者で知らずに泣き寝入りしている人が多いわけです。それにどう知らせるかというのは、政策効果でいえば、それを知るようなことをやられたらいいのではないかと思います。先ほど言いましたように、膨大な二十何万件に対する書面調査に入れるんですかね。

【柿崎委員】 あるいは会議所とか商工会が定期的にいろいろな調査をやっているんです、景気動向とか。あの中に1問設けてもらう。

【田中委員】 1問入れて、こういうときにはどう思いますかみたいなことを入れて。

【柿崎委員】 年に1回だけ。

【田中委員】 定期調査をやって、どれくらい周知が進んでいるかということの調査を進めたらいいのではないかと思います。

以上です。コメントです。

【垣内官房総務課企画官】 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【若林委員】 公表資料のアクセス数なんですけど、パンフレットが平成24年度に急激に増えているんですけども、これは何かサイトの場所を工夫されたとか、何か理由はあるのですか。

【岸本企業取引課長補佐】 分らないです。

【若林委員】 多分パンフレットというのが一番最初の入り口というんでしょうか、最初に学ぶところかなと思いましたが、これが増えているということ自体はいいのかなと思ったんですけども。

【垣内官房総務課企画官】 では、次に移らせていただきたいと思います。

〔資料6-2 実績評価書資料（案）「競争政策の広報・広聴」について説明〕

御質問、御意見等ございましたら、よろしく申し上げます。

【柿崎委員】 ウェブサイトのアクセス数が結構減っていますけど、これはどういうことでしょうか。平成24年度、全面改定されたんですか。

【垣内官房総務課企画官】 平成24年度に全面改修したんですけど、それは平成24年度の末なものですから、多分その効果を測るとなると平成25年度になるのではないかと思います。

【柿崎委員】 ということは、これだけ減っているのはなぜですか。結構減っているなと。分らないようでしたらそれはいいです。

それと、2ページから3ページにかけての一日公正取引委員会という取組、全てすばらしい取り組みだと思うのですが、相対比較をすると、一日公正取引委員会への支持というか、満足度は、必ずしも高くないのかなというふうに数字を読みました。3ページの表6で「余り必要ない」と「必要ない」が14%です。こういうアンケートでこれぐらいの数字というのは、なかなか通常は出ないのかなと。皆さん大体よく付けてくれるはずなので、この数字は結構重要な数字なのかなというふうに思いました。

何でかなというふうに考えると、それ以外の例えば消費者セミナーであるとか、ある

いは独占禁止法教室などはターゲットは決まっています、そのターゲットに合う情報をきちんとお届けするというふうな非常に分かりやすいコンセプトなんですけど、一日公正取引委員会というのは、何でもかんでも盛りだくさんにしちゃって、欲張っちゃった余り、コンセプトがぼやけてしまって、誰に何を伝えるべきかというところが非常に曖昧になってしまったのかなと。その結果として、こういう数字なのかなというふうに解釈しました。実態は違うかもしれませんが。

【垣内官房総務課企画官】 余り必要がないという人が14%あるわけなんですけど、そのところはもう一度アンケート表を見てみまして、改善すべき点なんかがあれば反映させていきたいと思います。ちょっと書き振りも含めて分析してみたいと思います。

ほかに御質問等、御意見等ございますでしょうか。

【若林委員】 独占禁止法教室、4ページなんですけれども、一番下の表11を拝見すると、中学生、高校生で理解できたが59%、66%と高いんですけど、大学生になると26%となっていて、大学にいる者としてはちょっとこれはどうしてかなというか、聞く方の問題なのか、あるいは内容がかなり中高生と比べて高度になっているからなのか、どうなのかなという疑問が。

【垣内官房総務課企画官】 中高生の場合は、我々の独禁法というのになじみもないものですから、そういう意味でいうと、ゲームをやったりして、体を動かした要素も加えて、興味を持ってもらうという形でやっているものですから、そういう意味でいうと、関心を持ってもらえるし、参加できたという部分でよく分かったというような感じが多分あるのだらうと思います。

他方で、大学生の場合ですと、さすがにそういうことをやるのではなくて、独占禁止法の規制の中身でありますとか、最近の動きでありますとか、非常に座学的な要素が強い部分の講義になっているものですから、そういう部分で反応というのが若干評価が分かれる部分があるのかなと。あと、大学の場合、先生方が持っている独禁法の授業の中の1コマを借りてやっているケースが多く、非常に理解できたと書くと、本当によく分かったのかねと先生から言われるようなこともあるのかもしれないですけど。そういうような形で高校生以下の授業の独禁法教室と大学生、アプローチというか、プレゼンの仕方はちょっと変えてやっているの、そこで違いが出ているのかなというのは、担当としてみると、そんな感じに思います。

【若林委員】 昨年度、実は本学にも来ていただきまして、非常にいい授業をしていた

だいたいで、そういうこともあって、ちょっと不思議だなと思ったということです。

【垣内官房総務課企画官】 ほかにございますでしょうか。

もしないようでしたら、次に移らせていただきます。

〔資料7-2 実績評価書資料（案）「海外の競争当局等との連携の推進」について説明〕

御意見等、よろしく申し上げます。

【田中委員】 英文のプレスリリースのアクセス数の伸び率というのは、非常に顕著で喜ばしいことだと思うんですけど、これはどういう理由なんでしょうか、どこら辺が見に来ているのでしょうか。

【笠原官房国際課長補佐】 プレスリリース自体のアクセス数は、月ごとのデータまでは取れていたんですけども、昨年の秋口、10月、11月、12月から年明けぐらいまで、その期間に相当一度伸びたことがございまして、その後、若干また少し落ち着いているという状況です。

要因が正直どれかというのは分からないところなのですが、一つ考えられますのは、昨年秋とかに、自動車部品の関係が国際カルテル、世界中で摘発されていますけれども、公取でも秋に1件、そういったようなものを出したりとか、あとコンプライアンスに関しての報告書も英語のプレスリリースにして出したりとか、幾つか海外に関心がありそうなものが当時あったので、それも一つの要因かなと思いますが、はっきりとこれだというふうには今のところ特定はできておりません。

【田中委員】 トップページよりもプレスリリースページのほうが多いですから、直リンクで飛んできているということですよ。

【笠原官房国際課長補佐】 もちろんまずトップページがあって、そこからプレスリリース、幾つかに行けば、トップページに1回。

【田中委員】 トップページは、ほとんど5万件で変わらないわけです。英文リリースが急激に伸びていますから、英文リリースに関しては、ほとんど直リンクでアクセス数が伸びた。中身について海外からここに直リンクするのが増えた。

【垣内官房総務課企画官】 多分、直接リンクから見ているのだと思います。

【笠原官房国際課長補佐】 実際、我々でも、先ほどコンプライアンスとお伝えしました、その報告書のプレスリリースを出したときには、私から各当局の関係者であるとか、知り合いの弁護士であるとか、海外の個人的に知っている人たちにも、ページのリンク

を張ってお知らせしたりとかしていますので、そういう意味ではそれが回って、直でリンクから見てもらっているというのはあるかもしれません。

【若林委員】 英文のページに関連してなんですけれども、多分今はそれぞれのケースなんかは概要を載せていらっしゃると思うんですけれども、リソースの関係もあって難しいかもしれませんが、例えば、重要なケースなんかについては、実際の審決などの英訳とかも載るといいかなと。特に東アジアなどの研修もされていて、実際に研修したフィードバックしたいというような形でアクセスしてくるということもあると思うので、具体的なそういう分析手法であるとか、そういうものも載っているといいかなというふうに思ったのですが。

【笠原官房国際課長補佐】 プレスリリースのタイプ、中身によって、かなり全訳したりということもしておりますし、定型的なものは必要最低限のという、ちょっとメリハリを付けております。例えば、企業結合の例えば東証、大証の件ですとか、ああいうものについては、概要版と同時に全訳も掲載したりしております。あと、例えば、いろいろな調査報告書であるとか、そういったようなものも、少なくとも日本語のプレスリリースの概要版なんですけども、そういったようなものについて、データの踏まえたものも網羅的に載せるとか、その辺はスピード感と内容の重要性をバランスを取りながら対応しているところですよ。

【若林委員】 違反事例なんかの部分がもう少し増えるといいような印象を持ちました。

【笠原官房国際課長補佐】 特に談合であるとか、先ほどの自動車部品であるとか、日本のちょっとローカルな談合事件では、海外の関心の高さも違いますので、より高いものとか、会社の違反企業名も非常に世界的にも知られているようなところについては、あえて会社名も載せたりという形で、少し情報量は増やすような形は意識しております。

【柿崎委員】 途上国競争政策研修ですか、極めて重要だと思うんです。国の成長戦略という意味合いからも、めちゃくちゃ重要だと思うんです。それで、5ページから6ページにかけて表が描かれていますけど、年度年度、若干増えてきていますけど、今後もこの方向性で増やしていくと。単純な質問ですけど、政策評価というよりも、増やしていくという方向になっているのでしょうか、それともリソースが限られているので、増やしたいけれども、増やせない、こういう状況があるのでしょうか。

【笠原官房国際課長補佐】 実情を申しますと、本件の技術研修は、金銭面は全てJICAのお金を使っております。そういう意味でJICAの予算というのが決まっている

もので、競争法の支援、ほかの技術支援の分野、様々ありますので、その中でどれだけ競争法に予算を掛けてくれるかというのが大きな前提にはなるところであります。公取としては、特に東アジア地域における特に日本とのつながり、それから2015年にASEANの国々が全て包括的な競争法を持ちましょうということで努力していることもあり、積極的な支援というのは絶対重要であるというふうに考えておりますので、そういう予算面も含めて、リソースの許す限りは、さまざまな手を使って、いろいろな技術支援をしていきたいというふうに思っております。

【柿崎委員】 増やしたほうがいいと思います。

【垣内官房総務課企画官】 それでは、次に移らせていただきます。

〔資料8-2 実績評価書資料（案）「競争的な市場環境の創出」について説明〕

御質問等、よろしく申し上げます。

【田中委員】 単純な質問なんですけど、競争評価チェックリストというのは、他の府省がチェックして、それが公取に戻ってくるのですか。

【吉川調整課長補佐】 チェックリストというのは、「はい」「いいえ」と答える形式になっているのですが、規制の事前評価を行う場合は、チェックリストに各府省が回答を記入して、公取に送ってくるというような手続になっております。

【田中委員】 公取がそれを評価するのですか。

【吉川調整課長補佐】 現在は、試行の段階で、特段それについて公取として評価するとか、そういうことはなく、提出いただいたものの中身を公取で精査・確認して、蓄積しているという段階でございます。

【田中委員】 だから、効果云々についても、効率性云々についても、その段階なんですから、まだ評価以前という理解ですか。

【吉川調整課長補佐】 チェックリスト自体が、各府省が作る規制の質を高めているかどうかという部分の評価をするのは、段階として早いと思いますが、我々として、規制の事前評価するに当たって、競争評価するのを支援するという取組自体は、一定の効果は出ているのではないかと考えているところです。

【田辺委員】 例えば、具体的にこれで競争状況に影響があるというところにチェックした例はありますか。私、見たことないんですけど。

【吉川調整課長補佐】 一応あります。

【田辺委員】 どういうことを書いていますか。

【吉川調整課長補佐】 例えば、規制を若干強化する方向になるので、事業者数が、

【田辺委員】 減少する。

【吉川調整課長補佐】 そうですね。あとは、広告方法について、一定の制限を強化する方向になるので、事業者の広告手法に制限を加える形になると。例えば、医薬品などが多いですが、医薬品に使用するような広告を制限される化学物質のリストに何かを追加するというような規制が多いです。そういう場合は、規制の一定の強化になるというところにチェックされていますが、担当省庁としては、それよりも公共目的のほうが優先するという結論付けになっております。

【田中委員】 42件の選択はどうやったのですか。競争評価のチェックの対象はどうやって選ぶのですか、それは各省庁が選ぶのですか。

【吉川調整課長補佐】 規制の事前評価というものが各省庁に義務づけられておりまして、規制の新設・改廃をするときは必ず作成することとなっております。

【田辺委員】 全て。

【吉川調整課長補佐】 そうです。

【田辺委員】 あと1点、実にしようもない質問で申しわけないのですが、この入札談合の関与行為防止法にかかわる研修会というのは、国立大学とか、独立行政法人とかで実施したことございますでしょうか。何となく国立大学は必要かなと思うところがあるのですが。

【下津経済取引局総務課長補佐】 国立大学でも実績はございまして、大学を始め、防衛医大等もあります。独立行政法人も、もちろん対象になりますので、自ら研修を相当開催されております。

【田辺委員】 分かりました。どうもありがとうございます。

【若林委員】 同じ入札談合等関与行為防止法の話なんですけれども、8ページの表6で、一応発注担当の方を中心とされて行った研修なんだけれども、それ以前に、把握がある程度していないという人が50%超えという衝撃的な数字で、しかも名称を知るのみとか、全く知らなかったという、つまり名前しか知らないという人がこれだけいる。名前も知らないという人もいるし、名前しか知らない人もこれだけいるというのは、もちろん内容もそうなんですけど、法律の存在自体の広報もそれ以前に必要なのかなという印象を持ちました。ホームページから拝見すると、結構そこに行き着くまでに何クリックか必要だったりとかするので、例えば、下請法のような感じにもうちょっと入り口の

資料がアクセスしやすいところにあるとか、そういうことがあるといいなと、もうちょっとこの状況を何とかしないと大変だなという印象を持ちました。

【下津経済取引局総務課長補佐】 まさにおっしゃるとおり、法律自体知らないとか、実際に御指摘の数字が出ています。ただ、官製談合防止法、これに違反して、入札談合に関与するような行為が行われるということになりますと大変な問題になりますので、こういう実態を把握して、こういう実態があるからこそ、法律を知らせる一つの取組として、我々がこういう研修会を積極的にやっていくという、これは非常に意義があるのだろうと思っています。

実際にやった後、表7、8ですけれども、我々の研修を受けていただいた人の9割超は、理解が深まったとか、理解したとか、そういう印象を受けていますので、確かにホームページをどう見せるかとか、御指摘の点はそのとおりかなと思いますけれども、我々の研修会の取組は、まさに先生がおっしゃられた法律を普及、周知するという意味でも効果はあるのかなというふうに考えております。

【若林委員】 発言の趣旨としては、効果がないと言っているのではなくて、すごくあるので、もっとやってくださいという趣旨で申し上げたんです。

【田中委員】 競争評価のチェックリストは公表されているのですか。

【吉川調整課長補佐】 公表はしていません。特段秘密にするような内容もないんですけども、一応これは各府省さん向けにつくっているため、各府省さんに対しては配付しておりますけれども、広く一般に公表という形は今のところ採っておりません。

【田中委員】 公表するというのは、対策としていいと思いますけど。

【吉川調整課長補佐】 記入済みのものですか。

【田中委員】 記入済みのものです。

【吉川調整課長補佐】 公取としては、できれば将来的にそういうふうに行きたいのですが。

【田中委員】 当の府省が、全く競争マインドがない場合でも、とにかく書いて出すほうがいいということになります。公表してあると、さまざまな形で使う人が現れて、世論の圧力になると思いますので、公表するのがよろしいです。公取としては将来的に公表したいのか。

【吉川調整課長補佐】 規制の事前評価書は既に各府省で公表が義務付けられています。

【田中委員】 この省庁では、こういうふうに自分の規制について評価しているのかと

というのがさらされるというのは、いろいろ大きい。

【吉川調整課長補佐】 本格実施に向けて、そういうことは、公取としてはぜひ検討していきたいと思いますが、なかなかそこは各府省との意見の相違もありますので、今後の課題かなというふうに考えております。

【垣内官房総務課企画官】 そのほかございますでしょうか。

ありがとうございました。以上をもちまして、8件評価いただきました。

最後に、全体についての質問等ですが、時間が詰まっているのですが、もしありましたらどうぞ。

もしございませんようでしたら、今回、貴重なお時間ありがとうございました。本日の政策評価委員会の御議論を踏まえまして、必要な修正を行った後で、公正取引委員会の了解を得た後、速やかに公表させていただきたいと考えております。

本日は、長いところ御参加いただきまして、貴重な御意見、御質問いただきましてありがとうございました。引き続きどうぞよろしく申し上げます。